

学校関係者評価委員会規程

平成25年12月1日 制定

(目的)

第 1条 この規程は、学校関係者評価委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第 2条 本校は、より実践的な職業教育の質を確保するため、教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果を評価することを目的とした委員会を置く。

(委員の委嘱等)

第 3条 委員会を構成する委員は、次に掲げる者のうちから、各学科1名以上を選出し、校長または学科長が委嘱する。

- (1)保護者
- (2)卒業生
- (3)地域住民
- (4)地元企業関係者
- (5)高等学校関係者
- (6)その他教育に関する有識者

(役割)

第 4条 委員会は、教育活動及び学校運営の状況についての自己評価の結果を踏まえ、評価を行い、その結果を校長に報告する。

(任期)

第 5条 委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は校長、副委員長は副校長、教頭とする。

3 委員長は、委員会を招集し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 7条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、第3条第1号から第6号の委員に事故があるときは、代理の者が出席できることがある。

2 委員会の決議は、出席委員の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第 8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 9条 委員は、その職務に関して知り得た個人情報などの内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学校関係者評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (一)

1. この規程は、平成25年12月1日より施行する。